

# 事務所通信 リソース

6月号 VOL. 84



安心が私たちの商品です

税理士法人 中央総合会計

■ 旭川事務所 〒070-0037

旭川市7条通13丁目 59 番地 4

TEL : 0166-25-4131

FAX : 0166-25-4132

E-mail : [cyuou@csk-i.com](mailto:cyuou@csk-i.com)

URL : <http://csk-i.com>

■ 北見事務所 〒090-0023

北見市北 3 条東 2 丁目 14 番地

TEL : 0157-24-8866

FAX : 0157-24-6108

E-mail : [@mocha.ocn.ne.jp">cyuou-kitaimi](mailto:cyuou-kitaimi)

@mocha.ocn.ne.jp



2007年6月29日はアップルの初代 iPhone がアメリカで発売された日。iPhone の登場から 10 年。香港返還から 20 年。大韓航空機爆破事件から 30 年。「普通の女の子に戻りたい」とキャンディーズが解散宣言をした日から 40 年。今年も半年が過ぎようとしています。5か月後には初雪？歳月人を待たずでずね。

## 【配偶者控除が拡大されます！】

平成三十年分から「配偶者控除」と「配偶者特別控除」が改正されます。現状では配偶者の給与収入が103万円以下であれば、38万円の所得控除が受けられます。また103万円を超えた場合でも要件を満たせば、配偶者控除の代わりに141万円未満まで所得に応じた配偶者特別控除が受けられます。



改正後は、配偶者控除が適用される配偶者の給与収入が103万円以下から150万円以下になります。これにより、いわゆる103万円の壁がなくなります。控除を受けるために働く時間を抑制していた人は、これまでよりもっと多く働くことができるようになります。

また配偶者特別控除の上限についても、配偶者の給与収入201万円以下になります。従来と同様に特別控除額は150万円を超えると徐々に減額され、201万円を超えるとゼロになります。配偶者の給与収入面での範囲が広がった反面マイナス面は、納税者本人の合計所得が1000万円を超えると配偶者控除は利用できません。900万円超現状では、多くの企業での配偶者手当の支給基準が103万円であることや、社会保険の被扶養者基準が130万円であることも、働き方を決める上で重要です。ちなみに、配偶者に給与以外の所得がある場合は、それらを合算して判断するため注意が必要です。

## 【若い女性が殺到！気分は「プチ旅行」】

週末の夜に翌朝まで銭湯で過ごす女子会「銭湯オール」がブームです。まずはお風呂で温まると岩盤浴やサウナでリラックス、その後は飲んだり食べたりしながら本音トークに花を咲かせます。ビールやチューハイ、スムージーなど湯上りの一杯を楽しむ食事処やマッサージ、漫画読み放題などの施設はサービスにしのぎを削り、プチ旅行気分で若い女性が殺到しています。至福の時に身も心も癒された翌朝はリフレッシュして活動開始。銭湯は今や都会のオアシスに変貌です。



## 【今月の教えてキーワード:産業革新機構】

日本の産業競争力を高めることを目的とする投資ファンドのことで。産業活力再生法に基づき、15年間の時限組織として2009年に官民の共同出資で設立された。大学やベンチャー企業が保有する革新的な技術に資金を供給して実用化を支援するとともに、大企業の技術を生かすための事業再編を支援したり取締役の派遣など経営への参画や助言も行う。総額で約2兆円の投資能力があり、2015年末で約8000億円を出資している。

## 中央総合会計主催のセミナーのご案内

### 相続・中小企業事業継承セミナー

「相続」対策と「相続税」対策は違う

思いを家族に伝え、形にする！

「ウソをつかずにウソをつく」ような提案を受けていませんか？

#### 本セミナーの内容

- 相続・相続税についての基本の解説をします。
- 主に事業承継の相続対策(個人の相続・会社の相続)及びそれに伴う相続税対策について最新の各プランニングをご提案いたします。
- 希望者に財産カウンセリング・相続税シュミレーション・相続税対策プランニングをご提案いたします。(個別相談)

日時 平成29年6月21日(水) 午後2時~午後4時30分  
(受付開始 午後1時30分) 先着60名

会場 旭川グランドホテル(旭川市6条通9丁目)

相続税・贈与税対策はオーダーメイドでなければなりません。

このセミナーがそのきっかけになれば幸いです。先着60名ですが、当事務所顧問先の皆様には一般に先だっただけのご案内です。

### 経営者・幹部・後継者のための「経営計画立案セミナー」

毎日、会社の経営のために忙しくされている経営者の皆様に一日だけスケジュールを空けていただき、自社の現状を見つめ経営計画を作成していただく、「経営計画立案セミナー」です。

「5年後の会社は大丈夫だろうか」という不安、あるいは「5年後にはこうなりたい」という希望、それらの不安や希望を数値化してご覧になってみませんか。

将来に向けての経営目標を具体的な数値として書き出すことで、会社が成長・改善していく様子をイメージしていただき、会社の成長や改善のために「今、何をすべきなのか」を把握していただくことが当セミナーの大きな目的の一つです。

詳細は別紙リーフレットをごらん下さい。6月、7月、9月、10月、11月に開催いたします。

お申し込みは担当者または当事務所までご連絡下さい。

笑いは、二人の人間をもっとも近づける

今を生きる!

## 先人の言葉

デンマーク系ユダヤ人のピアニストであるヴィクター・ポールの言葉。どんな良いことをしても、しかめっ面では誰も寄つては来ない。笑顔が嫌いな人はいない。

## クールビズ実施のお知らせ

今年も当事務所では、クールビズを実施致します。(基本的にはノーネクタイ等)

期間は6月1日~9月末といたします。なお、クールビズの対応は職員個々の判断に任せております。各人毎又は、各日毎に異なる場合があります。

なにとぞ趣旨をご理解の上ご了承をお願い申し上げます。